

● **権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人を含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」**

第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要より

【地域連携ネットワークの機能を強化するための共通理解】

- 成年後見制度が対処療法的な使われ方から、全ての人を対象に捉えなおす
- 予防的な視点をとらえ、早期発見・早期支援の対応
- 初期におけるチーム形成による連携
- 研修等人材育成(多様な立場の人達と事例をとおし総合的に考える場の設定)
- 地域や福祉、専門職等、関係機関との連携のあり方



● 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能がある。

① 「権利擁護の相談支援」機能

- 各種相談支援機関が、本人や関係者からの心配ごとや相談を受け止め、他の支援へのつなぎや必要に応じて中核機関、専門職等と連携し、権利擁護支援ニーズの確認と支援者間の役割分担や協働により権利擁護の実現を図る。
- ・ 本人、親族、支援関係者からの相談対応や成年後見制度の利用が必要かどうかなど、本人主体の権利擁護支援ニーズの精査
- ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ

【予防的視点】

- 将来への希望や不安への備え
- 地域での緩やかな見守りの中から小さな変化をキャッチ

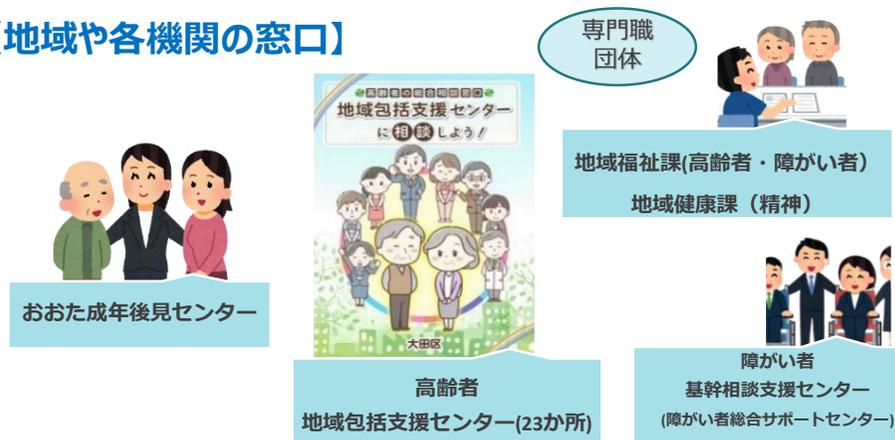
【早期発見】

- 判断能力に不安が出てきている方
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、心配な家族がいる世帯の変化
- お金の管理や福祉サービス利用、医療に繋がらないなど必要な支援が届いていない方

【課題が顕在化】

- 契約行為が難しく生活に支障あり、詐欺や消費被害にあっている方
- 身体的虐待・経済的虐待・ネグレクト等が疑われる など

【地域や各機関の窓口】



権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり（機能）

② 「権利擁護支援チームの形成支援」機能

- 中核機関や関係者が、専門職などと連携して検討した権利擁護支援の方針に基づき、成年後見制度利用における支援内容や申立て方法、適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能
- ・権利擁護支援の方針（情報の共有と具体的な課題の整理、必要な支援内容）の検討
- ・後見利用に向け本人含めチームで相談し、適切な申立ての調整（市区町村申立ての適切な実施を含む）
- ・本人主体の権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング・代理権等の内容）

【権利擁護支援チームの形成】

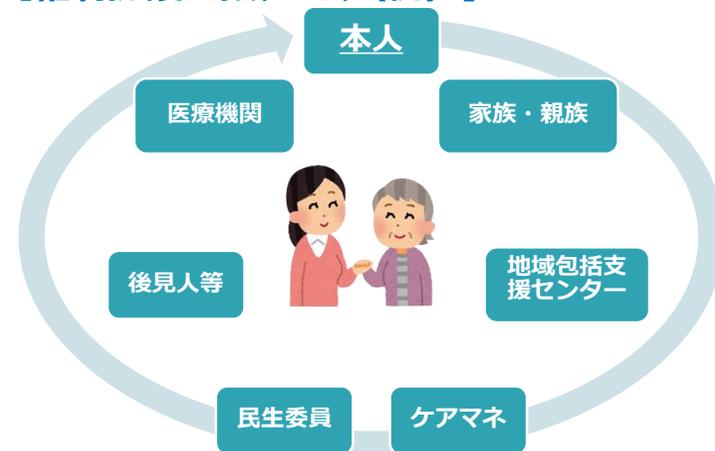
●内容

・本人に身近な家族・親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人等がチームとなって、情報共有と状況把握しながら、本人の意思決定を基本とした必要な対応を行う仕組み

●メンバー例

・家族・親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、自治会・町会、商店街、金融機関、市区町村窓口、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等

【権利擁護支援チーム（例）】



③ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能

- 後見人等を含む権利擁護支援チームが、課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。
- ・後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ体制等の確認

<チームによる支援の開始後、必要に応じて>

- ・後見人等やチーム関係者などからの相談対応
- ・チーム支援方針の再調整(支援の調整、類型・権限変更、後見人等の交代の検討)